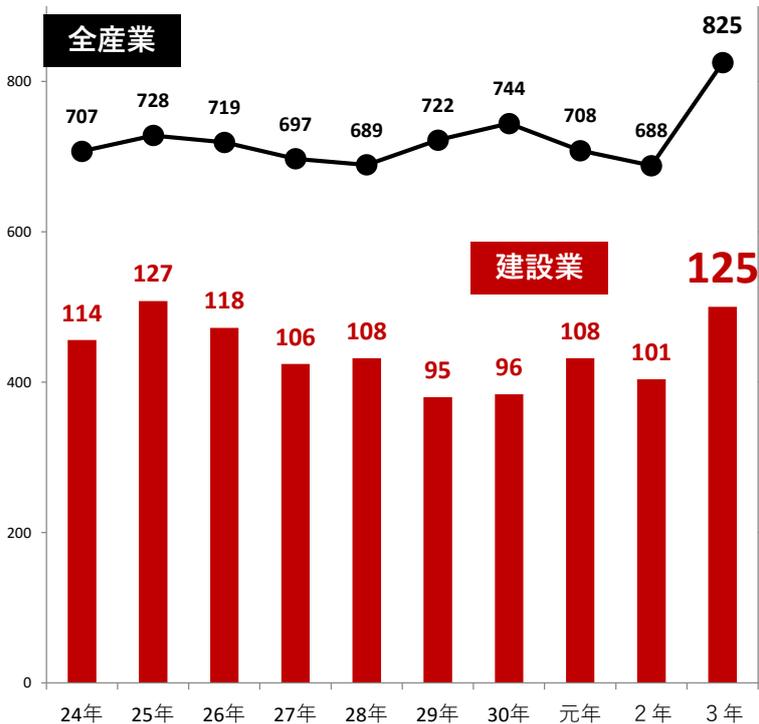


令和3年

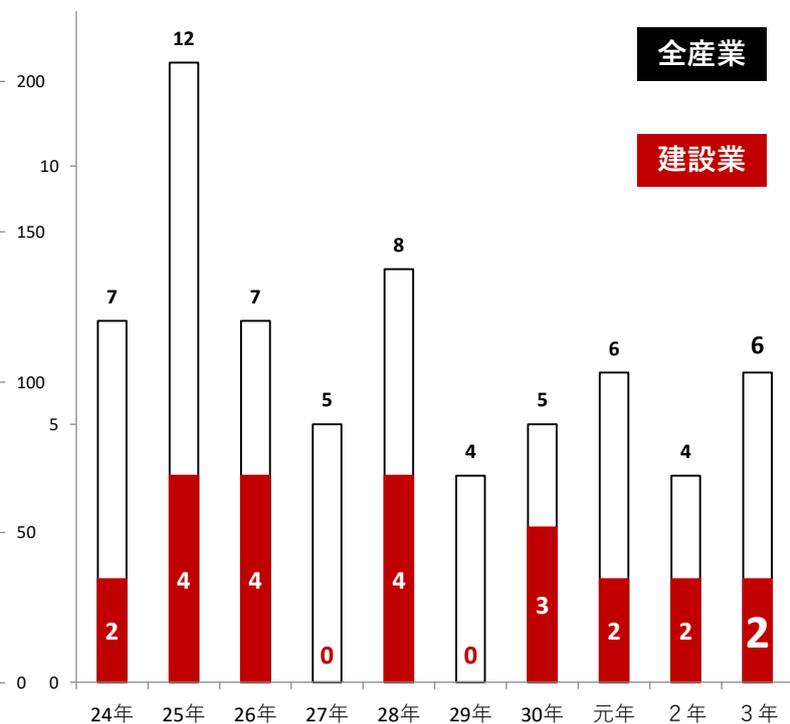
島根の建設業の労働災害

島根県内における令和3年の建設業の労働災害発生状況は、休業4日以上の被災者数が**125人**と、前年から**24人（23.8%）**増加し、うち死亡者数は前年と同数の**2人**となりました。

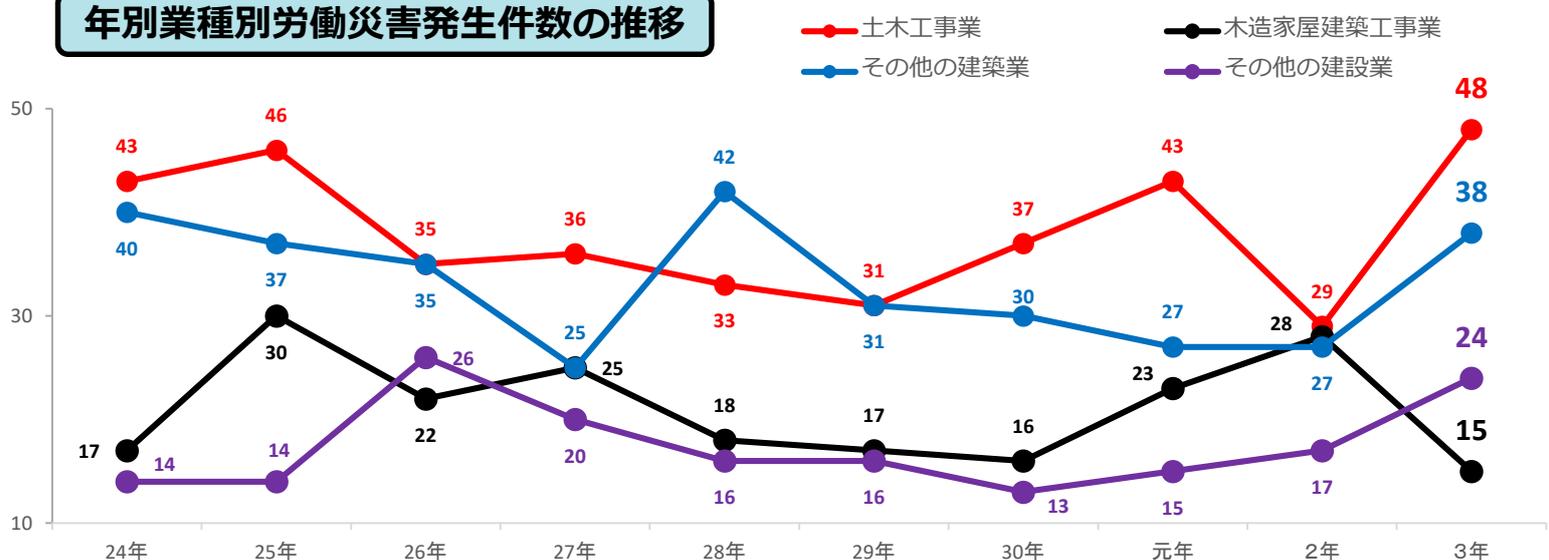
年別労働災害発生件数の推移



年別死亡災害発生件数の推移



年別業種別労働災害発生件数の推移



労働基準監督署別労働災害発生状況

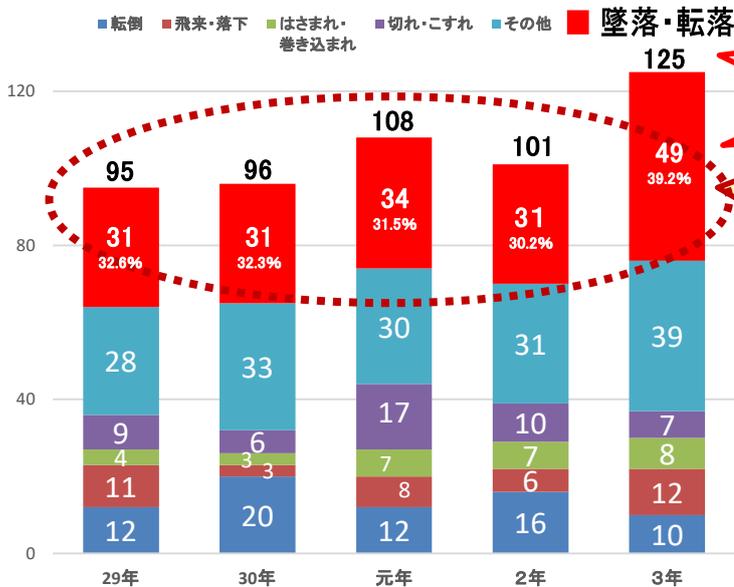
業種	全署計				松江署					出雲署			浜田署			益田署			
	2年	3年	増減数	増減率 (%)	2年	3年	増減数	隠岐		2年	3年	増減数	2年	3年	増減数	2年	3年	増減数	
	死亡: 死傷者	死亡: 死傷者			死亡: 死傷者	死亡: 死傷者		死亡: 死傷者	死亡: 死傷者	死亡: 死傷者	死亡: 死傷者		死亡: 死傷者	死亡: 死傷者		死亡: 死傷者	死亡: 死傷者		死亡: 死傷者
全産業計(除鉱山法適用)	4: 688	6: 825	137	19.9	2: 261	2: 330	69	0: 8	0: 25	17	1: 252	2: 297	45	1: 96	0: 112	16	0: 79	2: 86	7
建設業	土 木	1: 29	1: 48	19	65.5	1: 5	10	5		1: 1	13	16	3	6	13	7	5	1: 9	4
	木 造 建 築	0: 28	0: 15	▲13	▲46.4	6	7	1		0	14	2	▲12	6	5	▲1	2	1	▲1
	そ の 他 の 建 築	1: 27	1: 38	11	40.7	1: 11	18	7	1: 1	2	11	12	1	5	6	1		2	2
	そ の 他	0: 17	0: 24	7	41.2	4	6	2		1: 1	9	13	4	2	3	1	2	2	0
	小 計	2: 101	2: 125	24	23.8	2: 26	0: 41	15	0: 1	0: 4	3	0: 47	1: 43	▲4	0: 19	0: 27	8	0: 9	1: 14
製 造 業	1: 142	0: 144	2	1.4	0: 43	0: 44	1	0: 0	0: 1	1	0: 52	0: 66	14	1: 22	0: 22	0	0: 25	0: 12	▲13
林 業	0: 34	0: 34	0	0.0	0: 10	0: 11	1	0: 3	0: 4	1	0: 8	0: 12	4	0: 7	0: 6	▲1	0: 9	0: 5	▲4

注：休業4日以上、隠岐は松江署の内数。

死亡災害（平成28年～令和3年）

No.	発生年月	元請下請	発 生 状 況
1	平成28年 2月	元請	高さ20mの送電線鉄塔（特別高圧）の部品交換を行う調査のため、地上18mの地点で停電回線にアースの取付作業を行っていたところ、感電した。
2	平成28年 3月	元請	木造建築現場の2階底部分の母屋上において、垂木の固定作業を行っていたところ、6m下の土間コンクリートに墜落した。
3	平成28年 10月	元請	建設工事現場内において、伐木の枝切り作業中、後退してきた車両系木材伐出機械に轢かれた。
4	平成28年 10月	元請	法面維持工事現場内において、法枠の雑木除去作業中、高さ約8m下の地面へ墜落した。
5	平成30年 4月	元請	屋根補修工事の作業中、屋根から道路上に墜落した。
6	平成30年 7月	元請	砂防工事現場にてホッパーを吊っていたドラグ・ショベルが横転し、当該ドラグ・ショベルのバケットとえん堤に挟まれた。
7	平成30年 9月	元請	トラックを運転して事務所から作業現場へ向かうべく道路を走行中、対向車線にはみ出し、大型トラックと正面衝突し、全身を強く打った。
8	平成31年 1月	下請	工事現場の駐車場において、被災者の乗っていた車両が炎上した。
9	令和元年 11月	下請	つり足場において作業を行っていたところ、作業床の端から川に墜落し、溺死した。
10	令和2年 8月	下請	同僚と2名で倉庫屋根上（鉄骨スレート葺）を覆っている木の枝の除去作業中、外部足場から倉庫屋根上に移動し歩いていたところ、屋根に取り付けていた明かり取り用波板を踏み抜き、約6m下のコンクリート床に墜落した。
11	令和2年 12月	元請	道路の除雪作業のため自宅から除雪ドーザー駐車場所に向かう旨、午前2時30分頃会社に電話連絡後、連絡がとれなくなり、約13時間後に上記駐車場付近で倒れている被災者が発見された。
12	令和3年 8月	下請	建築工事現場の屋根上で資材片付け作業中、照明設備を取付けるための開口部（90cm×90cm）から、約11m下のコンクリート床に墜落した。
13	令和3年 12月	元請	乗用車を運転中、反対車線へはみ出し、対向車と衝突した。

事故の型別発生状況



墜落・転落災害により
過去5年で**176人**被災！
災害全体の**1/3!**



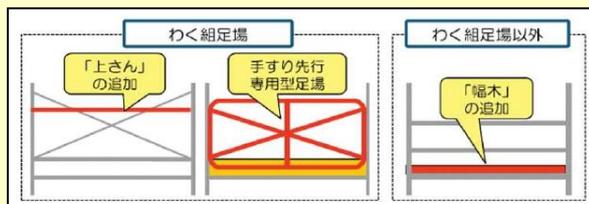
【過去5年の墜落・転落災害の起因物】

墜落・転落災害防止対策

建設現場で墜落・転落災害を防止するため、次の各種対策の実施及び確認をお願いします。

◇ 足場等からの墜落・転落災害防止

足場は労働安全衛生規則を遵守し設置するとともに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「**より安全な措置**」等の措置を適切に実施してください。



◇ 墜落制止用器具の適切な使用

旧規格の胴ベルト型安全帯は、**令和4年1月2日以降**使用することができません。

令和4年1月2日以降は、「**墜落制止用器具の規格**」に適合したものを使用しなければなりません。

フルハーネス型墜落制止用器具の使用にあたっては、使用させる労働者に特別教育を実施するほか、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき適切な措置を講じてください。

－ 規格不適合の墜落制止用器具の使用中止について －

墜落制止用器具の一部の製品について、**構造規格を満たしていないものがあることが判明しました**。構造規格を満たしていない墜落制止用器具の使用は中止してください。



◇ はしご・脚立からの墜落・転落災害防止

骨折等の重篤な災害が多数発生し、過去には死亡災害も発生しています。

「はしご」・「脚立」を使用する場合は、作業前にチェックリストにより点検し、安全を確認してから作業を行ってください。



一人親方等の安全衛生対策

建設現場においては、労働者の労働災害だけでなく、一人親方等の業務中の災害も多数発生しています。

厚生労働省では、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関するテキストを作成したり、そのテキスト等を用いて全国で無料の研修会や建設現場における一人親方等に対する技術指導等を実施しています。



事前調査結果の報告が施工業者（元請事業場）の義務になります！

令和4年4月1日
着工の工事から適用

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく**石綿の使用の有無の調査**（事前調査）を行う義務があります。
- 一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が**労働基準監督署**と**自治体**（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、**事前調査の報告**を行う必要があります。
- **石綿事前調査結果報告システム**を使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。



事前調査者について

- **令和5年10月から**着工する建築物等の解体・改修工事の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
- 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し、修了する必要があります。
- 建築物等の解体・改修工事を行う事業者は、計画的に資格者等の育成を進めてください。



建築物石綿含有建材調査者講習実施機関 ※ 講習日程等については各講習機関へお問い合わせ下さい。

(一社)島根労働基準協会 松江市学園1丁目5-35 TEL0852-23-1730
建設業労働災害防止協会島根県支部 松江市西嫁島町1丁目3-17 TEL0852-21-9004

◆ 「スベっちゃダメよ！ 転倒予防 ムチャしちやダメよ！ 腰痛予防」キャンペーン展開中!! ◆

「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）が増加しています。行動災害の防止のために、転倒予防・腰痛予防に取り組みましょう。



◆ 治療と仕事の両立支援 ◆

病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指し、県、医療機関、労使団体、労働局等からなる「島根県地域両立支援推進チーム」では、一丸となって**病気の治療と仕事の両立に悩む患者さんを支援する取組を促進**しています。



◆ ストレスチェック等の職場でのメンタルヘルス対策・過重労働対策等 ◆

職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスチェック制度だけではありませんので、この制度を正しく理解し、4つのケアである「セルフケア・ラインケア・事業場内産業保健スタッフによるケア・事業場外資源によるケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰支援等を円滑に行いましょう。



◆ 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン ◆

島根県内の労働災害を年齢別にみると、60歳以上が最も多く29.8%を占めており、50歳以上では54.4%と半数を超える状況となっています。高齢者は身体機能が低下することなどにより、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実現可能な労働災害防止対策を取り組みましょう。

令和4年も引き続き
新型コロナ対策を!!

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、「取組の5つのポイント」が実施できているか確認しましょう。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

